

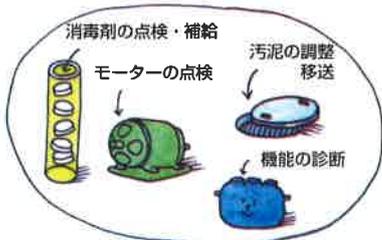
浄化槽をお使いの皆様へ（浄化槽管理者）

# 微生物が十分な働きをするために 維持管理が大切です。

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を処理する装置です。微生物が活動しやすい環境を保つことが大切です。浄化槽法ではこのための維持管理として、保守点検、清掃、法定検査をそれぞれ定期的実施するよう義務づけています。

## 保守点検

保守点検は、機械の点検・調整、補修や消毒薬の補給などを行います。



保守点検は福岡県知事に登録を受けた保守点検業者に委託することとなります。

### 保守点検の回数について

保守点検の回数は、浄化槽の種類や大きさなどによって異なります。家庭に設置されている浄化槽であれば、4か月に1回以上の保守点検の実施が必要です。また、その間に消毒薬の補充や機器の点検も必要となることがあります。

### 保守点検と清掃について

保守点検をしても、清掃が必要です。両方が適正に実施されないと浄化槽は所期の性能を発揮することができません。

## 清掃

浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取る作業や内部設備の洗浄を清掃といいます。



浄化槽の清掃は、市町村長の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託することとなります。

### 清掃の回数について

浄化槽の清掃は、年1回以上行わなければなりません。

### 清掃の方法について

浄化槽の種類や浄化槽の内部の槽によっては、汚泥や汚水を全部引き抜いて、内部設備の洗浄を行う必要があります。

## 法定検査

法定検査は、設置後最初の検査（7条検査）と毎年実施する検査（11条検査）があり、いずれも指定検査機関が検査します。



- 設置後最初の検査は、浄化槽が所期の処理機能を有するか否かについて着目し、設置の状況を中心として、使用開始後3月を経過した日から5月の間に検査するものです。
- 毎年（年1回）実施する検査は、浄化槽が適正な維持管理により所期の処理機能が発揮されているか否かに着目し、保守点検及び清掃の状況を中心として検査するもので、人の健康診断にあたるものです。

### 法定検査の手続きは

保守点検業者や清掃業者に受検手続きの代行を依頼することができます。

※ 浄化槽を廃止するときは届出が必要です。詳しくはもよりの保健福祉環境事務所へおたずね下さい。

福岡県環境部廃棄物対策課  
福岡県各保健福祉環境事務所  
福岡県内各市町村

指定検査機関

一般財団法人 福岡県浄化槽協会  
Fukuoka Johkasou Association

福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬966-7

福岡検査センター フリーダイヤル 0120-113-247

筑後検査センター フリーダイヤル 0120-111-324

筑豊検査センター フリーダイヤル 0120-967-560

# 浄化槽は「生き物」です。

浄化槽は、維持管理を適正に行わないと、浄化槽から放流される水の水質が悪化したり、悪臭が発生してしまうことになり、逆に生活環境を悪くする原因となってしまいます。

浄化槽の機能を十分に発揮させるために、定期的な保守点検と清掃の実施とともに正しい使い方をしてください。

## 浄化槽の正しい使い方

1 水は適正量使いましょう。



家庭の水の1日1人あたりの使用量(用途別)

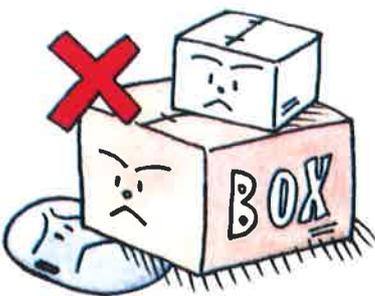
2 洗剤は適正量を使用しましょう。



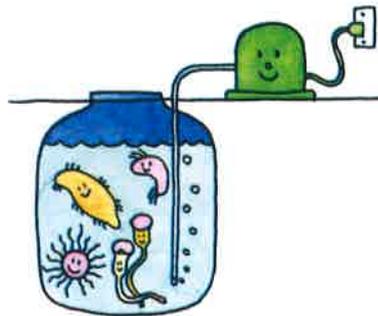
3 トイレにはトイレットペーパー以外流さないで下さい。



4 浄化槽の上に物を置かないで下さい。



5 浄化槽の電源は切らないようにして下さい。



6 台所から野菜くずや天ぷら油を流さないで下さい。



## 保守点検や清掃は、専門業者と委託契約を結びましょう



保守点検や清掃は、あらかじめ専門業者と委託契約を結んでおけば、定期的にも実施してもらえますので面倒なことはありません。

専門業者や維持管理に関することは、もよりの保健福祉環境事務所(保健所)又は市町村へおたずね下さい。